

平成 29 年度 燕市食物アレルギー対応委員会
第 2 回委員会 会議録（要旨）

日 時：平成 30 年 2 月 7 日（水） 15 時 30 分から 16 時 30 分

場 所：燕市役所 3 階 301 会議室

出席委員：松野委員、伊東委員、曾根委員、金子(峰)委員、岩本委員、金子(幾)委員

欠席委員：矢部委員

事務局：教育次長、学校教育課長、子育て支援課長、学校教育課課長補佐、子育て支援課副参事、子育て支援課総務係長、学校教育課学事保健係係長、学校給食係

報道機関：なし

傍聴者：なし

- 議 題：（１）学校における誤食事例について
（２）幼稚園・保育園・こども園における誤食事例について
（３）児童クラブにおける現状と課題について
（４）保護者からの情報提供について
（５）その他

【以下、会議録（要旨）】

議 題

- （１）学校における誤食事例について

《事務局説明》

食物アレルギーの誤食事例 2 件、新規発症事例 3 件について。

○委員（質問）

新規発症の中学生 2 名というのは、同じ生徒か。違う生徒であれば同じ日の給食で発症したのか。運動後の発症ということで、時間経過に伴う症状の把握が重要であるため、今後はこのような資料にも時間経過と症状を記載した方が良い。

○事務局（回答）

違う生徒で、同じ日に新規発症した。今後は時間経過と症状についても記載する。

○委員（質問）

小学校の誤食事例で、家庭と学校での確認不足とあるが、どのような状況だったのか。

○事務局（回答）

給食対応を行っていない食材を自己除去しているケースであり、通常、食材詳細表で食べられない食材を保護者がチェックをし、そのあと学校でも確認をする。この時は保護者のチェック段階で見落としがあり、学校でもそれに気がつかなかったため、誤食してしまった事例である。

○委員（意見）

2番目の誤食事故の症例については、診断が難しいアレルギーである。食物経口負荷試験が必要と思われるため、負荷試験のできる医療機関の受診をお勧めする。

(2) 幼稚園・保育園・こども園における誤食事例について

《事務局説明》

食物アレルギーの誤食事例2件、発症事例1件について。

○委員（質問）

調理師のダブルチェックとは、どのような方法か。また保育士のアレルギーに関する認識やチェック体制はどうなっているか。

○事務局（回答）

調理師のダブルチェックは2人の調理師が同時に確認するか、時間を変えて2人の調理師が確認を行っている。

保育士の認識やチェック体制については、代替食の受け取り時、調理師と保育士の間で園児の氏名・代替食の内容確認、さらにその内容をクラスの全職員で確認・周知している。確認・周知は口頭だけでなく紙にも書き、確実にやっている。

○委員（質問）

幼稚園や保育園での除去の内容はどうしているのか。学校と同じ原因食品の完全除去対応（提供するかしないか）となっているのか。

○事務局（回答）

今年度まではレベルに応じた段階的除去であるが、来年度からは完全除去となる。

園児の場合、隣の子のおやつに手を伸ばしたりするなど、特に行動に注意が必要であったり、体調によっても段階的除去でアレルギー症状がでてしまう場合もある。前回の食物アレルギー対応委員会で検討していただき、安全性を最優先とするため、園でも来年度から完全除去の方針になった。

○委員（意見）

給食は原因食品の完全除去（提供するかしないか）の対応で全く問題はない。しかし家庭では、食べられるものは食べるという段階的除去が必要になってくる。除去しているはずの食品を誤食してしまったけれど、症状がでないということは耐性が獲得できていると判断するうえで重要な要素である。保護者はそれを主治医に伝えて欲しい。その後経口負荷試験などを適切に行って、不要な除去を解除していく必要がある。

○委員（意見）

菓子などの加工食品は、それぞれで卵の含有量に大きな違いがある。何（具体的な菓子の商品名など）をどのくらい食べて症状がでたかという情報を、医療機関に伝えて欲しい。

○委員（質問）

配膳について、学校では食物アレルギーを持っている児童の給食は最初に配膳するが、保育園等ではどうか。

○事務局（回答）

園では、先に配膳しておくのと、食器を倒してしまったり他の園児が手を伸ばしたりしてしまう心配があるため、いちばん最後に配膳をするようにしている。

(3) 児童クラブにおける現状と課題について

《事務局説明》

児童クラブにおける食物アレルギー児の状況、誤食事例1件について。
児童クラブの概要説明について。

○委員（質問）

平成30年度から、おやつを持参してもらう場合について、保護者にどのように依頼するのか。

○事務局（回答）

現時点ではおやつは毎日持参してもらうのではなく、月単位で、保護者からご用意いただきたいと考えている。医師の診断で除去が不要になった場合は、クラブが用意するおやつを食べていただくことになる。

(4) 保護者からの情報提供について

《事務局説明》

誤食および代替食の発注ミスの事例について。給食別室対応事例について。

(5) その他

○委員（質問）

血液検査の結果、「食物アレルギー無し」だが、過去にアレルギー症状が出て、現在まで原因と思われる食品を飲食していない場合、どのように対応するのが適切か。

また、今まで普通に食べていて症状もなかった食品について、血液検査の結果でIgE抗体が陽性になることがある。この時「念のため除去」と診断されていることがあるが、適切か。

○委員（回答）

過剰な除去対応と思われる。食物アレルギーの原因物質の確定、耐性獲得の診断等には食物経口負荷試験が不可欠である。問診や血液検査だけで確定ができない場合な

どは、アレルギー専門医への受診を促して欲しい。

○委員（質問）

学校生活管理指導表の「A 食物アレルギー病型」欄に、出現する可能性のある症状（例：咳・イガイガ・嘔吐など）、について記載していただくことは可能か。

○委員（回答）

学校生活管理指導表での診断根拠として「①明らかな症状の既往」という項目がある。皮膚症状、呼吸器症状、消化器症状、粘膜症状、アナフィラキシーなどの症状があつて血液検査でも陽性であれば、大体即時型アレルギー反応と診断され、どんな症状であっても給食では除去対応になるため、学校生活管理指導表への詳細な症状の記載までは必要ないと思われる。

○委員（質問）

先日の食物アレルギー研修会の専門医による講演で、エピペンはランドセルの中にあることが良いと説明があつたが、それは「自己管理すべき」ということか。それとも「何かあつたら近くに置いてあることがベスト」という意味か。服薬についてはどうか。

○委員（回答）

個人の意見としては、「自己管理」「自己責任」で良いのではないかと思う。複数のエピペンを持っていたり、内服薬も学校で預かると、他人の薬と間違えたりする危険性がある。保管場所を明記し、教職員で情報共有しておけばよいのではないか。

○委員（質問）

緊急搬送について。この数年で食物アレルギーが原因での緊急搬送は2件、平成26年・28年であつたが、同じ子どもであつた。これは学校ではなく家庭からの搬送であつた。今後本人や保護者にも医療機関が情報提供をしたほうが良いのではないか。

○委員（回答）

家庭でアレルギー症状が起こるということは、医療機関の方も説明不足だということである。われわれ医師も認識し、今後患者に伝えて行く必要がある。

閉会